ダイジェスト版

男女共同参画社会づくりのための

県民意識調査

男女とも煌(きら)めいてこそ明るい社会

宮崎県男女共同参画シンボルマーク

1．アンケート調査概要

2．男女平等および女性の社会参画

3．家庭生活に関する意識と実態

4．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

5．人権に関する意識と実態

6．男女共同参画センター

7．男女共同参画社会実現のための施策

宮　崎　県

1　アンケート調査概要

■調 査 目 的 ：宮崎県における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画施策の一層の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施しました。
■調 査 対 象 ：宮崎県在住の１８歳以上の男女３，０００人（男女各１，５００人）
■調 査 時 期 ：令和２年８月～９月
■有効回答数 ：１，２８６人（有効回収率：４２．９％）

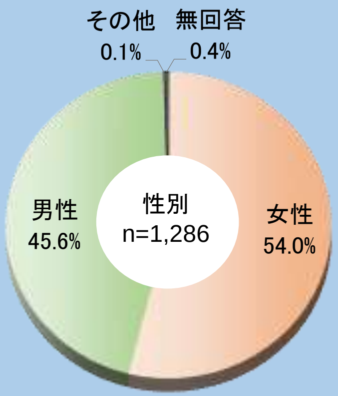

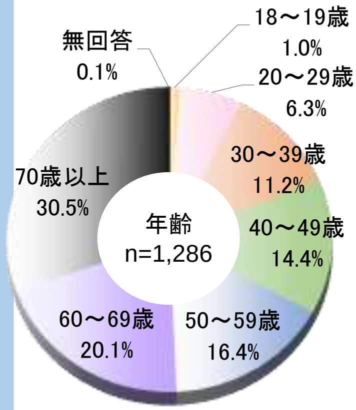

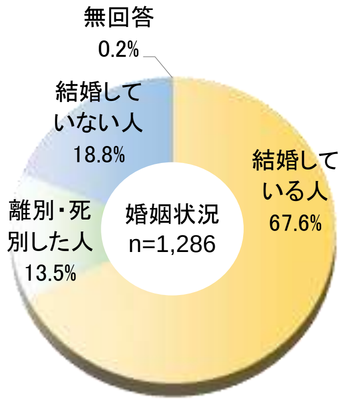

2　男女平等および女性の社会参画

「学校教育の場」以外では男性優遇感が強い

男女の平等感について、生活の様々な場面で男性が優遇されていると感じている人の割合が高く、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」では、７割弱の人が男性優遇と感じています。

「社会全体」としては、男女が平等であると感じている人の割合は１割強（15.2%）にとどまっています。

一方、「学校教育の場」では平等感が高く、５割強（53.0%）の人が、男女が平等であると感じています。

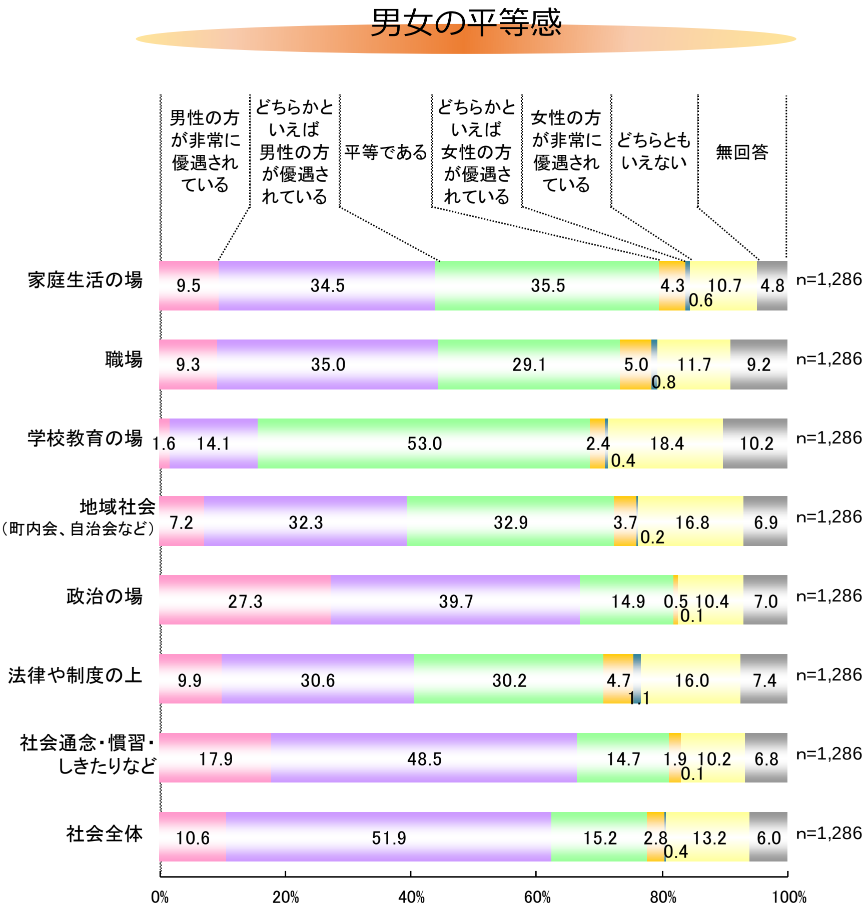

■百分率は小数点第２位で四捨五入をし、小数点第１位までを示しているため、単一回答の回答比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
■複数回答の設問（グラフ上に複数回答と記載）は回答比率の合計が 100.0%を超えます。
■各データの集計母数（人数）はｎ=で示してあります。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」というような性別によって役割を固定する（決めつける）考え方に反対する人が６割強

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、全体では「賛成」が 10.2%、「反対」が 62.6%となっており、前回調査（平成 27 年）から、賛成派の割合が低下し、反対派の割合が上昇しています。

性別でみると、男女ともに「反対」の割合が高くなっていますが、男性（57.8%）よりも女性（66.8%）の方が 9.0 ポイント上回っており、男女で意識の差が見られます。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について

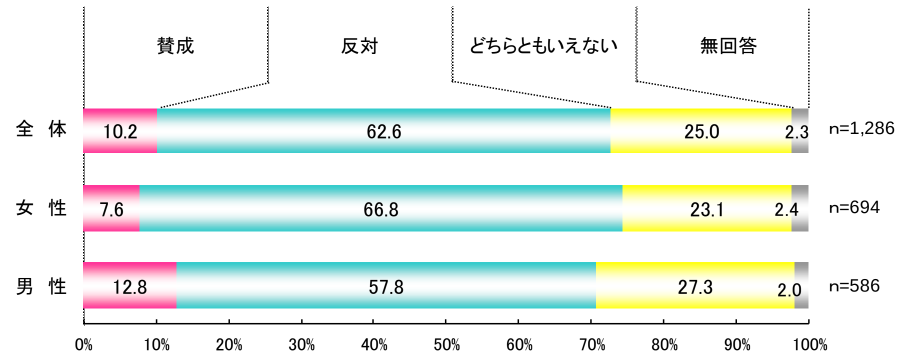

〔参考〕

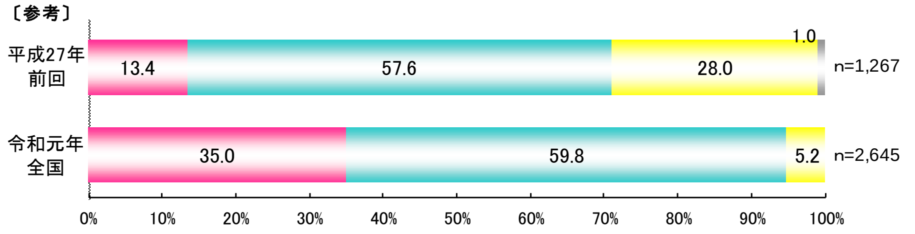

・前回データ：男女共同参画社会づくりのための県民意識調査（平成 27 年　宮崎県）
・全国データ：男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年　内閣府）

女性の社会参画について、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」において、女性がもっと増えた方が良い

政策・方針決定にかかわる役職において、どのような分野に女性がもっと増えた方がよいかについては、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」（47.1%）が最も高く、次いで「都道府県知事・市町村長」（40.7%）、「企業の管理職」（35.0%）の割合が高くなっています。

女性の社会参画（複数回答）

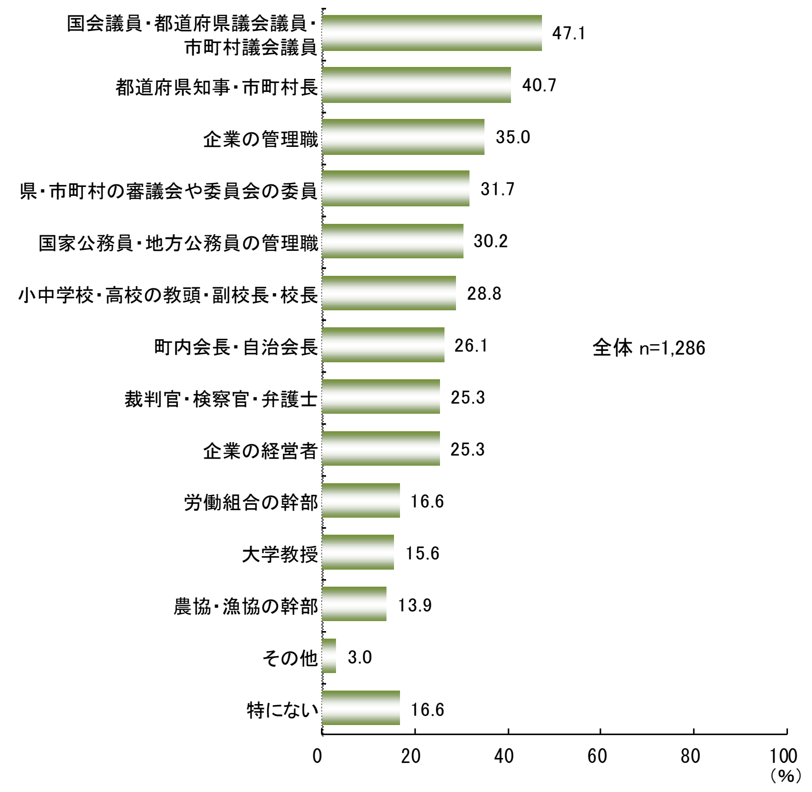

3　家庭生活に関する意識と実態

育児・介護・学校や地域の行事は「夫婦が同程度分担」、家計を支えるのは「主に夫」が理想

子どもや親の世話、学校や地域の行事への参加については、７割以上の人が「夫婦が同程度分担」することを理想としていますが、現状では「主に妻」が分担している割合が高くなっています。

家事や家計の管理については、５割前後の人が「夫婦が同程度分担」することを理想と考えていますが、現状では「夫婦が同程度分担」している人の割合は１割程度にとどまっており、８割前後は「主に妻」が分担しています。

家計を支えることについては、理想・現実ともに「主に夫」の分担とする人の割合が高く、５割を超えています。

夫婦の役割分担の理想と現状

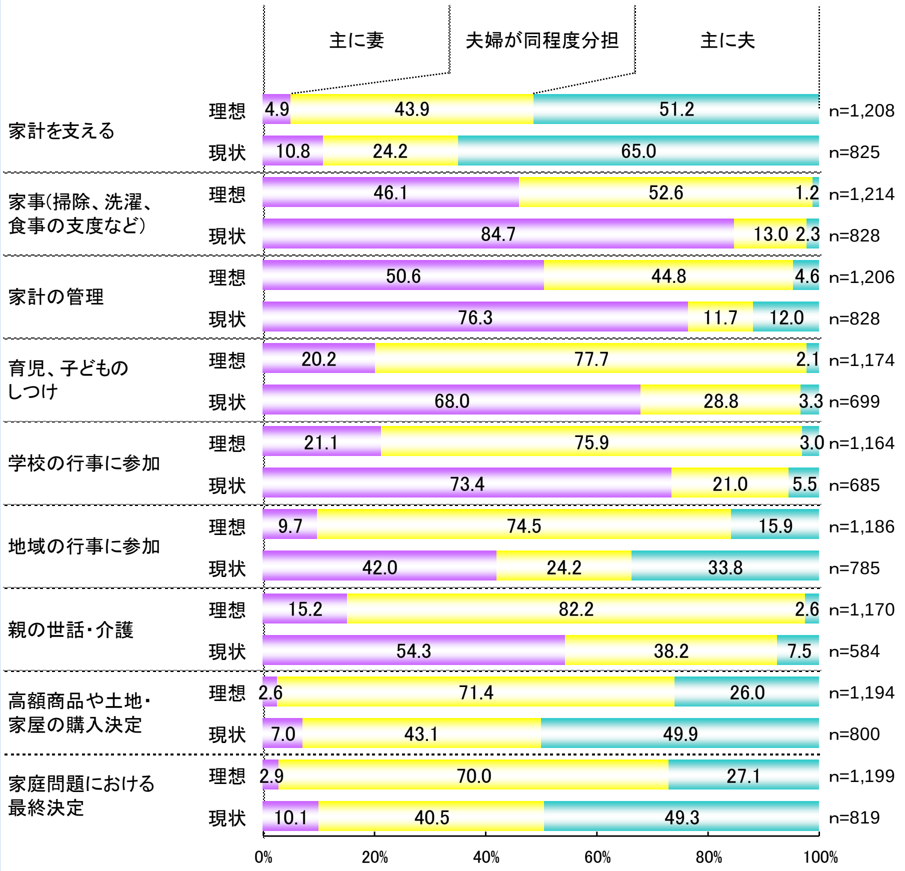

※現状については、「夫と妻以外の人が行っている」との回答を除いて集計した数値

男性が家事、育児に参加するためには「夫婦や家族間でのコミュニケーション」が必要

男性が家事、育児に積極的に参加していくために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーション」(64.7%)が最も高くなっています。

また、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」(56.5%)も高くなっており、男性の意識改革も必要と考えられています。

男性が家事、育児に参加するために必要なこと（複数回答）

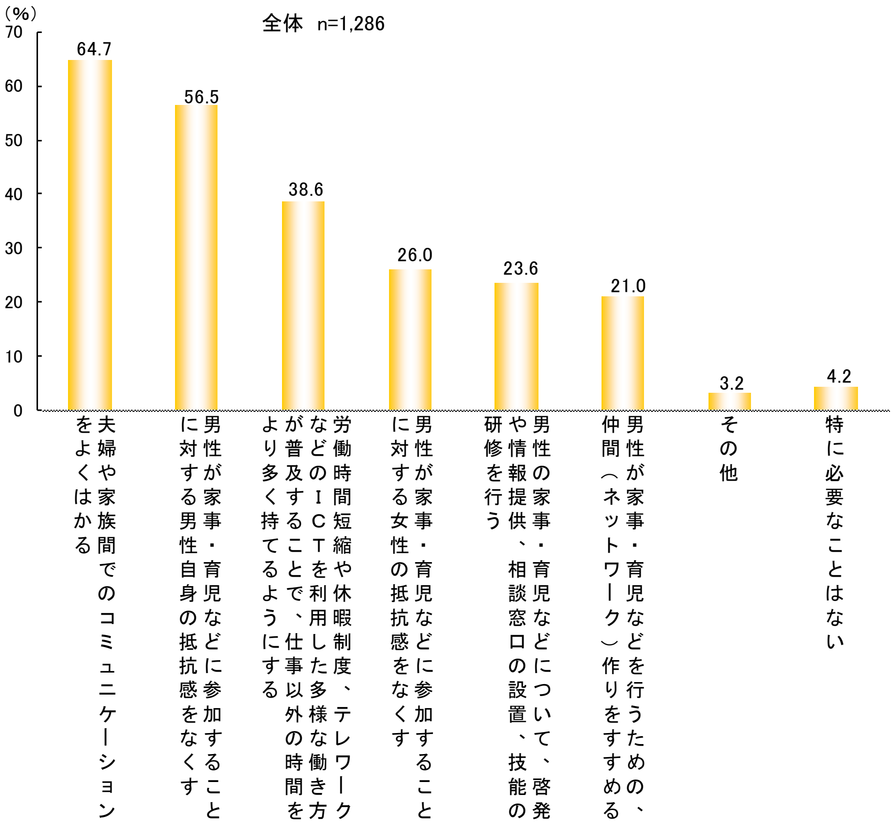

4　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

現状では「仕事を優先」が３割強、「家庭・地域活動と仕事を両立」は２割弱

仕事と生活の調和について、現状では「家庭生活・地域活動よりも、仕事に専念」及び「家庭生活・地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先」が５割弱、「家庭生活・地域生活と仕事を同じように両立」が２割弱となっています。

仕事に専念又は仕事を優先したいと希望する割合、仕事と生活を両立したいと希望する割合は男女に大きな差はありませんが、現状では仕事に専念又は仕事を優先する人の割合は、男性は54.3%、女性は41.8%と男性の割合が高くなっています。

仕事と生活の調和の希望と現状

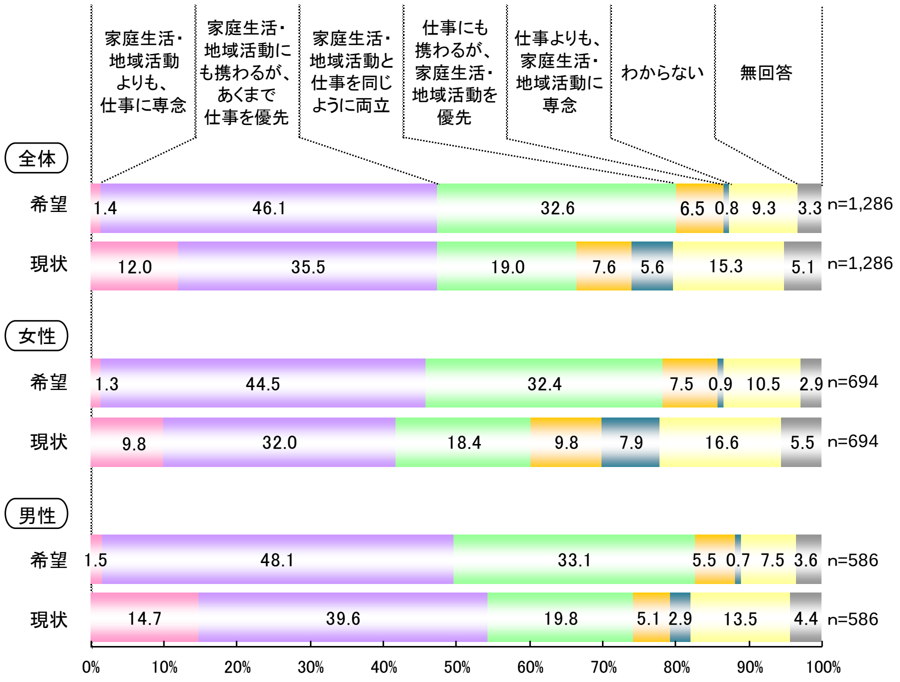

「昇進・昇格」は男性優遇感、「育児・介護休暇など休暇の取得しやすさ」は女性優遇感が強い

職場での男女差について、「昇進・昇格」の面で「平等である」が４割弱(36.4%)となっている一方、男性優遇と感じている人の割合(36.9%)が女性優遇と感じている人の割合(0.8%)よりも高くなっています。

「育児・介護休暇など休暇の取得しやすさ」の面では「平等である」が３割強（34.4%）となっている一方、女性優遇と感じている人の割合(33.6%)が、男性優遇と感じている人の割合（2.8%）よりも高くなっています。

また、「研修の機会や内容」や「募集・採用」の面では、男女が平等であると感じている人の割合は、５割前後となっています。

職場での男女差

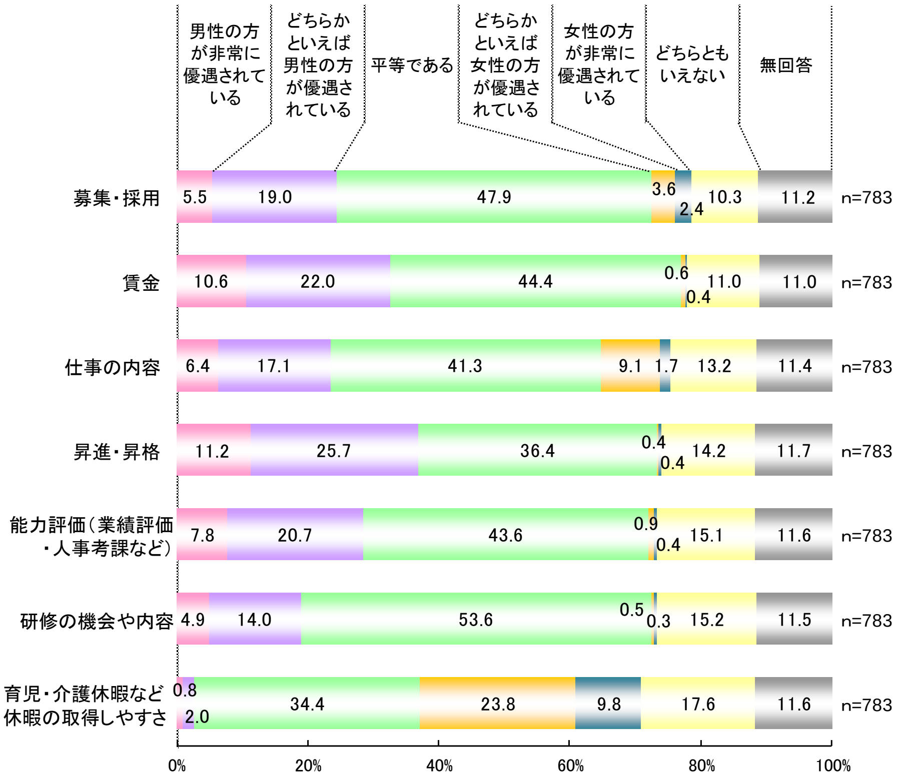

女性の働き方の意識として、女性の就業継続を支持する考え方が、初めて５割超えに

女性の働き方としては、「就業継続型（ずっと職業を持っている方がよい）」（53.0%）を支持する人が最も多く、次いで「中断再就職型（子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい）」（30.7%）となっています。

前回調査（平成27年）と比較すると、「就業継続型」の割合が上昇し、「中断再就職型」の割合が低下しており、本県においても就業継続を支持する考え方が男性を含めて上昇傾向にあります。

女性の就業についての意識

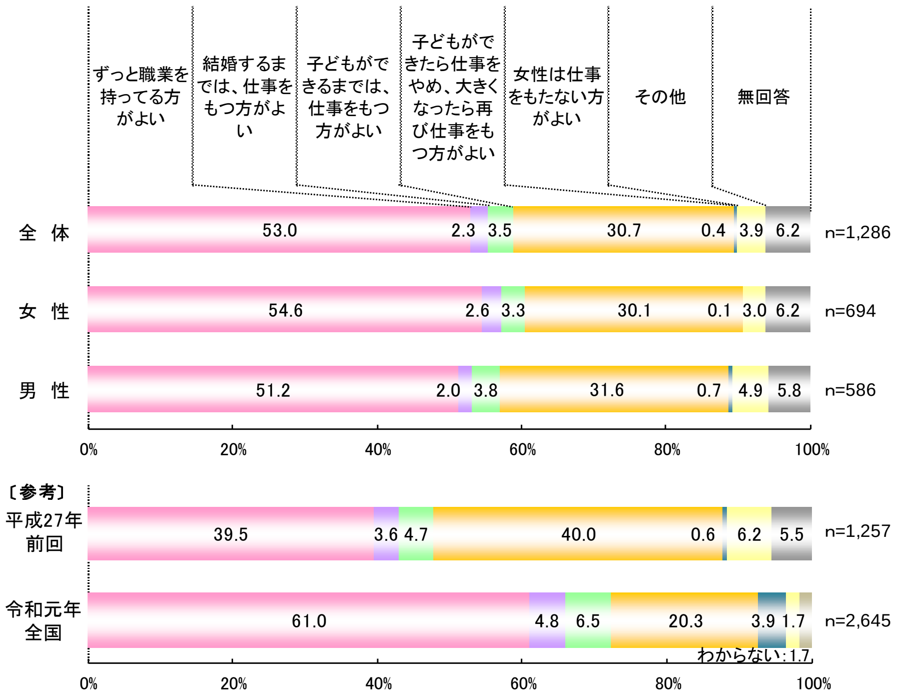

・前回データ：男女共同参画社会づくりのための県民意識調査（平成 27 年　宮崎県）
・全国データ：男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年　内閣府）

男性の育児休業取得率が低い理由は、「職場に取りやすい雰囲気がないから」が６割強

男性の育児休業取得率が低い理由は、「職場に取りやすい雰囲気がないから」（63.8%）が最も高く、次いで「取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから」（58.9%）となっています。

男性の育児休業取得率が低い理由（複数回答）

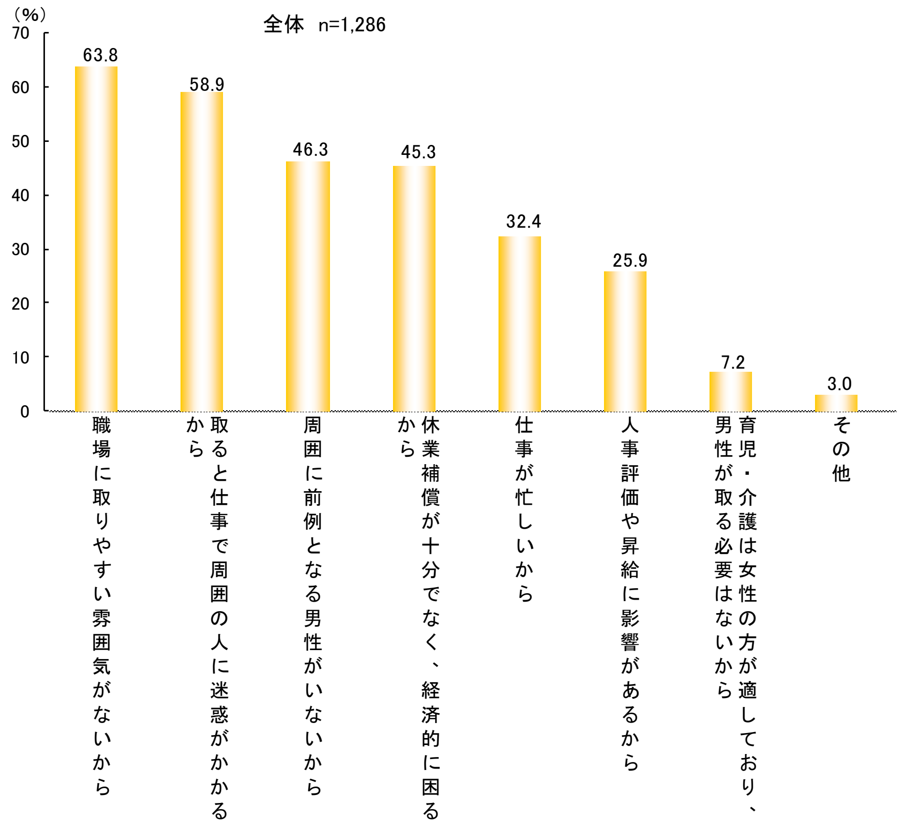

5　人権に関する意識と実態

夫婦間、恋人間の暴力は直接身体におよぶ行為ほど暴力と認識されている

夫・妻・恋人からの暴力について、身体へおよぶ行為については、どんな場合も暴力にあたると考える人の割合が高くなっていますが、「大声でどなる」、「交友関係や電話を細かく監視する」などの精神的な暴力については、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」と考える人の割合が比較的高くなっており、暴力の認識に違いがみられます。

夫・妻・恋人からの暴力に対する意識

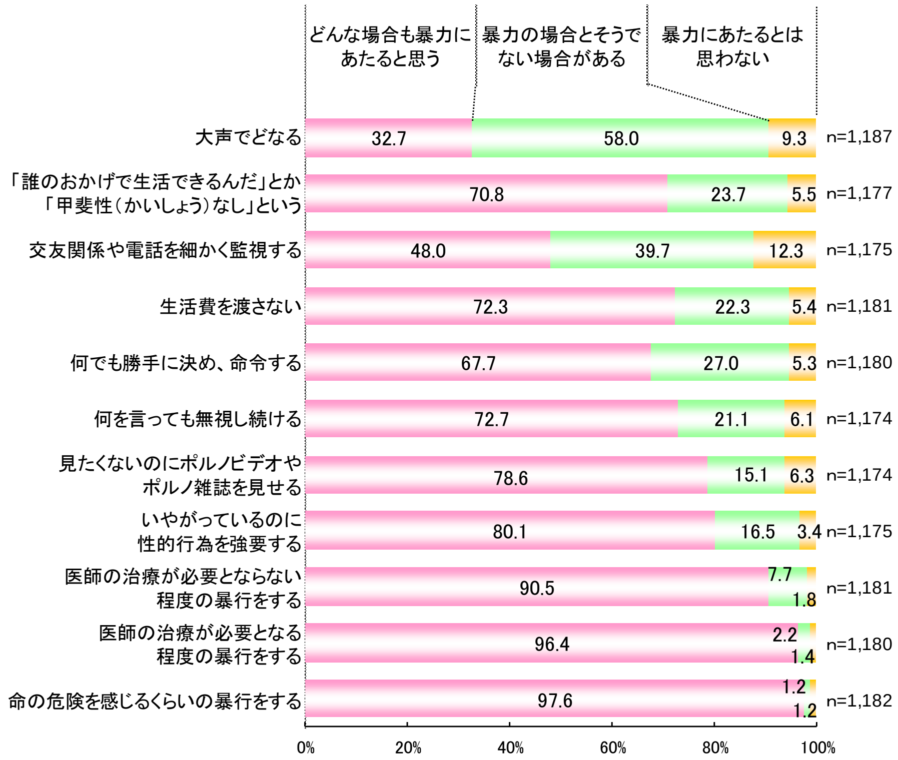

女性の３割強、男性の２割強が何らかの暴力を受けた経験がある

対象者のうち、実際に夫や妻、恋人から『何らかの暴力を受けた経験』（全体から「そのような経験は全くない」と無回答を除いた割合）は、女性では３割強、男性では２割強となっており、男女間の差がみられます。

男女とも「大声でどなられる」経験を持つ人の割合が最も高くなっており、『「だれのおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」といわれる』も高く、言葉による暴力が上位を占めています。

夫・妻・恋人から暴力を受けた経験（複数回答）

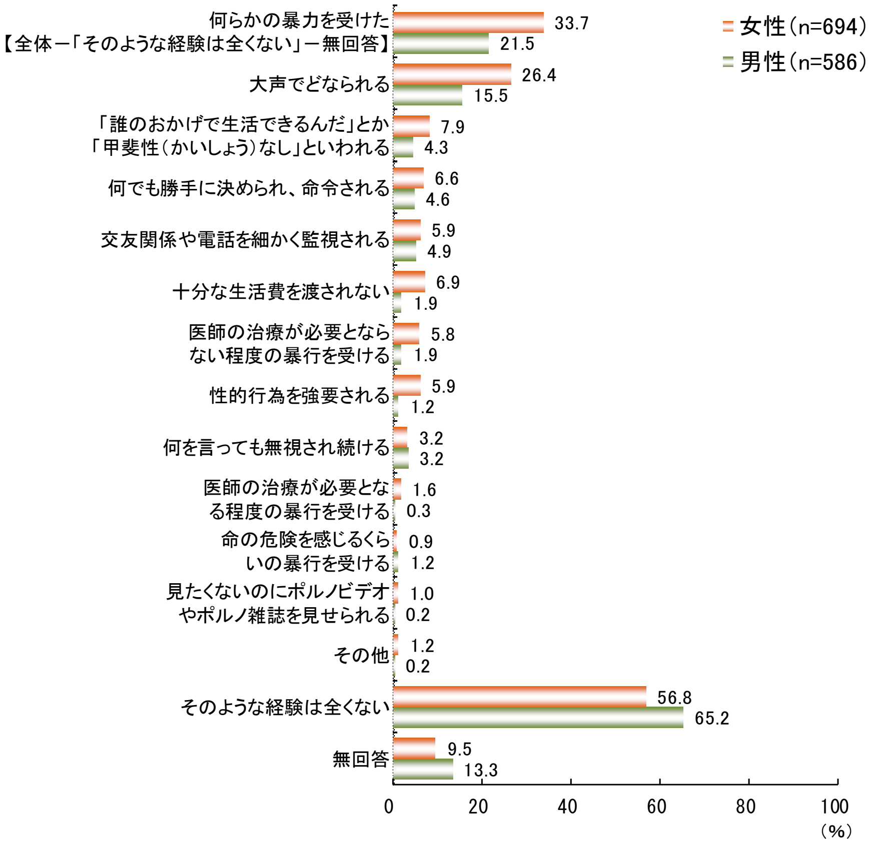

6　男女共同参画センター

男女共同参画センターに期待することは、「男女共同参画に関する情報提供」

男女共同参画センターに期待することは、「男女共同参画に関する幅広い情報、書籍、資料等の収集と提供」（23.6%）が最も高く、次いで「男女共同参画に関する講演会、フォーラム、勉強会、学習会等の開催」（22.1%）となっています。

男女共同参画センターに期待すること(複数回答)

7　男女共同参画社会実現のための施策

男女共同参画社会を実現するために、７割弱が「働きやすい職場環境の整備」を期待

男女共同参画社会を実現するために県がすべきこととしては、「働きやすい職場環境の整備」（67.4%）を期待する割合が最も高くなっています。

また、「学校教育における男女平等教育の推進」（49.2%）、「保育・介護に関する福祉の充実」（45.5%）を期待する人も４割を超えており、主に労働、学校教育、保育・介護において男女共同参画の推進に力を入れるべきであると考える人の割合が高くなっています。

「男女共同参画社会」を実現するために
県がすべきこと（複数回答）

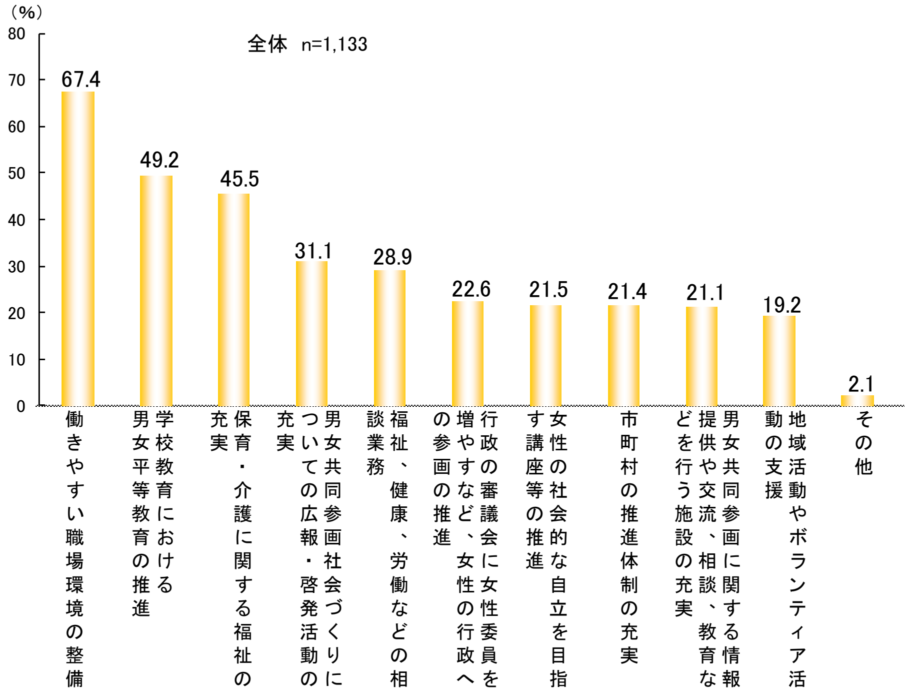

男女共同参画社会づくりのための県民意識調査報告書
－ダイジェスト版－
令和３年３月
宮崎県総合政策部　生活・協働・男女参画課
〒880-8501　宮崎市橘通東２丁目１０番１号　TEL0985-26-7040

日本のひなた宮崎県